

平成19年度の原子力関係経費の見積りについて  
(原子力安全委員会事務局)

平成18年9月14日

1. 概算要求方針

原子力安全委員会は、平成16年9月に、当面3年程度を念頭に取り組む事項及び長期的な視点に立ち着実に検討を進めるべき課題をまとめた「原子力安全委員会の当面の施策の基本方針について」を決定した。

この基本方針では、以下の3項目を機軸とし、我が国における原子力の安全確保活動の質の向上、充実強化を図っている。

- (1) 現行の安全確保活動：諸活動の質の向上・充実強化
- (2) 将来を見通した活動：安全規制システムの一層の高度化
- (3) 安全確保の基盤強化

現行の安全確保活動では、安全審査指針類の整備・高度化に係る調査研究の充実、規制調査の着実な実施、監視・監査機能の充実等を図ることとしている。

また、将来を見通した活動では、リスク情報を活用した規制の導入等による安全規制システムの一層の高度化等を図ることとしている。

さらに、安全確保の基盤強化では、「原子力の重点安全研究計画」(平成16年7月原子力安全委員会決定)の着実な実施、我が国の規制・基準の国際的調和の観点からの国際対応の推進等を図ることとしている。

特に、平成19年度においては、①原子力施設の耐震安全性の確保、②放射性廃棄物処分の安全確保、③リスク情報を活用した原子力安全規制の導入を活動のポイントとし、所要の予算を引き続き要求する。

2. 原子力関係予算(全体)

(百万円)

	19年度要求額	18年度予算額
一般会計	1,029	1,026
電源特会(立地勘定)	0	0
電源特会(利用勘定)	0	0
合計	1,029	1,026

### 3. 「基本方針」の特に重点的に取り組むべき事項等への対応状況（別添1のA～Gの大項毎に記載）

- A. 安全の確保の充実に向けた新たな対応
- C. 放射性廃棄物の安全な処分の実施
- G. 将来に向けた原子力分野における科学技術と人材の維持・発展

#### (1)取組の方針

原子力の安全確保に万全を期すためには、常に最新の科学的、技術的知見を獲得し、安全規制等に的確に反映することが必要である。このため、原子力安全委員会では、必要な基礎資料の整備や安全確保の基礎となる知見の蓄積のため調査委託等を実施する。

#### (2)主な施策(平成19年度概算要求額、()内は平成18年度予算額)

##### ○原子力安全確保総合調査 【3億6千8百万円(3億6千8百万円)】

- ・原子力施設の耐震安全性の向上に関する調査
- ・放射性廃棄物安全基準に関する調査
- ・原子力の重点安全研究に関する調査
- ・安全審査指針類の体系的な見直しに係る国際的な基準類の調査等

#### B. 国民及び立地地域社会との相互理解や地域共生を図るための活動の充実

#### (1)取組の方針

原子力の安全に係る情報を公開し、広く国民との双方向の意思疎通を通じて、原子力安全に関する国民の理解を促進していく必要がある。このため、専門家によるシンポジウム等の開催を実施する。

#### (2)主な施策(平成19年度概算要求額、()内は平成18年度予算額)

##### ○シンポジウム等の開催 【4千4百万円(4千4百万円)】

### 4. その他特記事項

なし

### 5. 「概算要求構想コメント」を踏まえた対応

#### ○項番「全」 施策全般の留意事項

(概算要求構想コメント内容)

長期にわたる施策の概算要求に当たっては、施策の実施内容が継続的に改良・改善されるよう、安全に係るリスクや事業リスクの観点を含め、施策の実施計画、施策の運営管理及び施策の成果についての適宜に適切な評価活動が、施策の一部に含まれるよう配慮されたい。

(原子力安全委員会の対応状況)

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下「法」という。)の第6条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定、平成17年12月16日改訂)を踏まえて定められた内閣府政策評価基本計画に沿って取り組んでいるところ。

○項番「B」国民及び立地地域社会との相互理解や地域共生を図るための活動の充実

①個々の活動における対象の重点化、施策効果が高いと考えられる手法の選択・重点化などによる広聴・広報活動の一層効果的・効率的推進  
(概算要求構想コメント内容)

概算要求に当たっては、広聴・広報に関する各施策が体系的かつ整合的に行われるように制度設計されたい。

(原子力安全委員会の対応状況)

原子力の安全性について国民の理解を得るためには、厳正なダブルチェックを実施し、原子力の安全を確保する他、国民と十分な意志の疎通を図り、国民の意見を原子力安全行政に反映させることが必要である。また、原子力安全委員会の活動そのものへの国民の理解を深め、原子力安全行政の透明化を図っていくことが必要である。そのため、国民の関心の高いテーマを取り上げた原子力安全シンポジウムや、新增設する原子力施設のダブルチェックの一環として行う公開ヒアリングを、規制行政庁の取組も踏まえつつ引き続き実施していく。これにより、規制行政庁と原子力安全委員会との取組が引き続き体系的かつ整合的に行われることとなる。

○項番「G」将来に向けた原子力分野における科学技術と人材の維持・発展

④基礎的・基盤的な研究開発の推進

(概算要求構想コメント内容)

基礎・基盤的な取組に分類されない科学技術プロジェクトの取組の概算要求に当たっては、基礎的・基盤的な研究開発の充実なくしていかなる科学技術プロジェクトの推進も困難となる可能性が高いことを強く認識し、基礎・基盤的な研究開発が適切な水準に維持されるような工夫ができる取組とすることを考慮されたい。

(原子力安全委員会の対応状況)

原子力安全委員会は該当無し。

## 原子力関係経費の見積もりヒアリング 施策概要

## 1. 基本事項：

所管省	内閣府 原子力安全委員会	整理番号	1
施策名	原子力安全確保総合調査		
基本方針 項番	主：G4 従：A、C		
大綱項番	主：1-1-1 従：1-3、3-1-1		

## 2. 予算額：

(百万円)

	19年度概算要求額	18年度予算額
一般会計	368	368
電源特会（立地勘定）	0	0
電源特会（利用勘定）	0	0
合計	368	368

## 3. 施策内容

## (1) 概要（必要性・緊急性）

原子力の安全確保に万全を期すためには、常に最新の科学的、技術的知見を獲得し、安全規制等に的確に反映することが必要である。このため、原子力安全委員会では、必要な基礎資料の整備や安全確保の基礎となる知見の蓄積のため調査委託等を実施する。

具体的には、

- ・原子力施設の耐震安全性の向上に関する調査（A:安全の確保の充実に向けた新たな対応）
- ・放射性廃棄物安全基準に関する調査（C:放射性廃棄物の安全な処分の実施）
- ・原子力の重点安全研究に関する調査（G4:基礎的・基盤的な研究開発の推進）
- ・安全審査指針類の体系的な見直しに係る国際的な基準類の調査（G4:基礎的・基盤的な研究開発の推進）

等を実施する予定である。

## (2) 期待される成果・これまでの成果

平成17年度は、計23件の外部機関への調査委託を行っており、これにより原子力の安全確保に必要な知見が蓄積され、専門部会等による安全規制に係る報告書の作成や安全基準・指針類の整備が進められた。今後も、必要な調査委託等の実施により、原子力安全確保活動の質的向上・充実強化を図っていく。

**4. 当該施策の事前評価・中間評価の有無及びその評価の内容等：**

原子力安全委員会の実施する施策については、学識経験を有する外部有識者の知見を活用しつつ、評価を実施しているところであり、当該評価結果を踏まえ、施策の立案等を行っているところである。

**5. 平成19年度概算要求内容：**

原子力利用の安全確保に必要な経費

**6. その他（懸案事項、他省との連携状況など）：**

## 原子力関係経費の見積もりヒアリング 施策概要

## 1. 基本事項：

所管省	内閣府 原子力安全委員会	整理番号	2
施策名	シンポジウム等の開催		
基本方針 項番	主：B 1 従：		
大綱項番	主：1-5-1 (2) 従：1-5-1 (1)、1-5-1 (3)		

## 2. 予算額：

(百万円)

	19年度概算要求額	18年度予算額
一般会計	44	44
電源特会（立地勘定）	0	0
電源特会（利用勘定）	0	0
合計	44	44

## 3. 施策内容

## (1) 概要（必要性・緊急性）

原子力の安全性について国民の理解を得るためには、厳正なダブルチェックを実施し、原子力の安全を確保する他、国民と十分な意志の疎通を図り、国民の意見を原子力安全行政に反映させることが必要である。また、原子力安全委員会の活動そのものへの国民の理解を深め、原子力安全行政の透明化を図っていくことが必要である。そのため、国民の関心の高いテーマを取り上げた原子力安全シンポジウムの開催や新增設する原子力施設のダブルチェックの一環として行う公開ヒアリングの開催を実施する。

## (2) 期待される成果・これまでの成果

原子力安全シンポジウムは、これまで13回開催しており、平成17年度には2回開催し、延べ695名が来場した。また、新增設する原子力施設のダブルチェックの一環として行う公開ヒアリングは、昭和55年以来計26回開催しており、直近では平成17年10月に開催した。今後とも、このような取り組みにより原子力安全に対する国民との対話等の促進が図られることが見込まれる。

## 4. 当該施策の事前評価・中間評価の有無及びその評価の内容等：

原子力安全委員会の実施する施策については、学識経験を有する外部有識者の知見を活用しつつ、評価を実施しているところであり、当該評価結果を踏まえ、施策の立案等を行っているところである。

**5. 平成19年度概算要求内容：**

原子力利用の安全確保に必要な経費

**6. その他（懸案事項、他省との連携状況など）：**